

令和 6 年 3 月 22 日

姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者世帯の本市郊外部への移住・定住を支援することにより、人口が減少している本市郊外部の人口を増加させ、本市郊外部における地域力の維持を図り、もって人口減少社会において本市の均衡ある発展に資することを目的とする姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和 43 年姫路市規則第 60 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 対象地域に転入（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。）をすることをいう。ただし、労働者にあつては、使用者から転勤を命じられたことを原因とするものを除く。
- (2) 対象地域 令和 2 年国勢調査における小学校区別人口が平成 22 年国勢調査における小学校区別人口と比較して 10%以上減少し、かつ、令和 2 年国勢調査における小学校区別人口に対する 65 歳以上の人口の割合が 30%以上である小学校又は義務教育学校の校区のうち、置塩、古知、前之庄、苅野、上菅、菅生、太市、林田、伊勢、谷内、山田、峰相、安富南、安富北、妻鹿、家島、坊勢及び八木小学校区並びに豊富小中学校区をいう。
- (3) 播磨圏域連携中枢都市圏 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総務省総行市第 200 号自治行政局長通知）に基づき姫路市と連携協約を締結し、播磨圏域連携中枢都市圏を形成している市町をいい、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助金の交付は、世帯を単位として行うものとする。

2 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 同一の住所に移住をする者（以下「移住者」という。）が2人以上あり、次のいずれかに該当すること。

ア 移住をした日（移住者が複数回に分かれて移住をした場合にあっては、最も早く移住をした日をいう。以下「移住日」という。）における年齢が39歳以下の者が2人以上いること。

イ 移住日の属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）における年齢が14歳以下の者又は基準日から第5条第1項の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に生まれた者（以下これらの者を「子育て支援金対象者」という。）がいること。

(2) 移住者が移住日前1年間において、本市及び播磨圏域連携中枢都市圏に住所を有しないこと。

(3) 移住日が令和6年4月1日以後（同日前に移住をした場合であって、現に居住を開始した日が令和6年4月1日以後であることを証明することができる場合を含む。）であること。

(4) 申請日から3年以上継続して移住先に居住する意思があること。

(5) 1人以上の者が就業していること。ただし、労働者にあっては、1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない労働契約に基づき労働する者に限る。

(6) 対象地域に存する自治会に加入していること。

(7) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 本市、国又は他の地方公共団体による移住に対する補助金その他金銭的給付を受けていないこと。

(9) 過去にこの要綱又は姫路市若者世帯郊外移住促進補助金（令和5年6月14日制定）に基づく補助を受けたことがないこと。

(10) 姫路市税を滞納している者がいないこと。

(11) 新幹線通勤助成金及び空き家バンク登録物件取得助成金にあっては、移住支援金の交付の決定を受けていること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の種類は、移住支援金、子育て支援金、新幹線通勤助成金及び空き家バンク登録物件取得助成金とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 移住支援金 補助対象世帯1世帯につき45万円（補助対象世帯に属する全ての者が個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、50万円）

(2) 子育て支援金 子育て支援金対象者1人につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額。ただし、補助対象世帯1世帯につき合計500万円を上限とする。

基準日における年齢	金額			
	1年目	2年目	3年目	合計
0歳（基準日から申請日までの間に生まれた者を含む。）	50万円	50万円	50万円	150万円
1歳	46万円	46万円	48万円	140万円
2歳	43万円	43万円	44万円	130万円
3歳	40万円	40万円	40万円	120万円
4歳	36万円	36万円	38万円	110万円
5歳	33万円	33万円	34万円	100万円
6歳	30万円	30万円	30万円	90万円
7歳	26万円	26万円	28万円	80万円
8歳	23万円	23万円	24万円	70万円
9歳	20万円	20万円	20万円	60万円

10歳	16万円	16万円	18万円	50万円
11歳	13万円	13万円	14万円	40万円
12歳	10万円	10万円	10万円	30万円
13歳	6万円	6万円	8万円	20万円
14歳	3万円	3万円	4万円	10万円

(3) 新幹線通勤助成金 移住日から36月を経過する日までの間において新幹線定期券を利用して通勤する者1人につき、新幹線定期券の購入額（使用者から通勤手当が支給される場合にあっては、新幹線定期券の購入に係る通勤手当の額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、月額20,000円を超える場合にあっては月額20,000円とし、24月分を上限とする。

(4) 空き家バンク登録物件取得助成金 姫路市空き家バンク登録物件のうち、対象地域にある物件（以下「物件」という。）の取得につき、当該物件の購入額（登記に要する費用及び仲介手数料を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、100万円を上限とし、助成の対象となる物件は、次のいずれにも該当すること。

ア 補助対象世帯の居住用であること。

イ 補助対象世帯の世帯員のいずれかが所有権を有すること。

ウ 所有者と前所有者との間に2親等以内の親族関係がないこと。

（事前申出）

第4条の2 空き家バンク登録物件取得助成金の交付を受けようとする者は、物件を取得するまでに空き家バンク登録物件取得助成金事前申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第5条 移住支援金又は子育て支援金の交付を受けようとする者は、移住日から3月を経過した日以後、同日から12月を経過する日までの間に姫路市若者世帯郊外UIターン補助金交付申請書（移住支援金・子育て支援金）（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 労働者にあつては就業証明書（姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金の申請用）（様式第2号）、その他の者にあつては就業の事実を確認することができる書類
- (2) 自治会加入証明書（姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金の申請用）（様式第3号）又は自治会に加入したことを証する書類
- (3) 姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金に係る誓約書（様式第4号）
- (4) 補助対象世帯に属する全ての者が記載された移住後の住民票の写し
- (5) 補助対象世帯に属する全ての者に係る移住前1年間の住所が分かる住民票の除票又は戸籍の附票の写し
- (6) 移住支援金等申請者の本人確認書類
- (7) 前条第2項第1号括弧書の適用を受けようとする場合にあっては、補助対象世帯に属する全ての者の個人番号カードの写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 新幹線通勤助成金の交付を受けようとする者は、移住日から3月を経過した日以後、同日から36月が経過する日までの間に姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付申請書（新幹線通勤助成金）（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請は年度単位とし、新幹線定期券を利用した年度分に係る申請は当該年度中に申請するものとする。

- (1) 姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金に係る誓約書
- (2) 通勤手当支給額証明書（姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金の申請用）（様式第6号）
- (3) 申請期間に係る全ての新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の利用者、区間、有効期間、金額等が確認できる書類
- (4) 移住支援金に係る姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 空き家バンク登録物件取得助成金の交付を受けようとする者（この項において「申請者」という。）は、移住日から3月を経過する日以後、同日から36月を経過

する日までの間に姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付申請書（空き家バンク登録物件取得助成金）（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金に係る誓約書
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (3) 物件の売買契約書の写し
- (4) 当該物件の購入に係る領収書の写し
- (5) 補助対象世帯に属する全ての者が記載された住民票の写し
- (6) 移住支援金に係る姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付（不交付）決定通知書の写し

4 市長は、前 3 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付（不交付）決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第 6 条 交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じるときは、速やかに姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金変更交付申請書（様式第 9 号）に、前条第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金変更交付決定通知書（様式第 1 0 号）により補助決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 7 条 移住支援金、新幹線通勤助成金又は空き家バンク登録物件取得助成金の補助決定者は、第 5 条第 4 項又は前条第 2 項の規定による通知を受けたときは、速やかに姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付請求書（様式第 1 1 号）を市長に提出するものとする。

2 子育て支援金の補助決定者は、第5条第4項又は前条第2項の規定による通知を受けた年度並びにその翌年度及び翌々年度の3月1日から3月31日までの間に各年度分の子育て支援金について、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付請求書を市長に提出するものとする。この場合において、補助決定者は、子育て支援金対象者の住民票の写しを提出するものとする。

3 市長は、補助決定者から姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付取消通知書（様式第12号）により通知し、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 子育て支援金にあっては、子育て支援金対象者が申請日から3年を経過するまでに対象地域の区域外に転居し、又は転出した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は市長の指示に従わなかった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条の 2 関係）

空き家バンク登録物件取得助成金事前申出書

年 月 日

（宛先）姫路市長

私は、姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金の対象地域内にある空き家バンク登録物件の取得を検討しており、物件取得後は、空き家バンク登録物件取得助成金の交付を申請する予定であるため、下記のとおり申し出します。

記

1 申出者欄

氏 名		電話番号	
現住所	〒		
E-Mail			

2 内容

取得予定の物件	登録物件第 号 所在地：姫路市
物件が所在する校区	
取得予定時期	年 月
取得予定者	(いずれかの□にチェックを入れてください) ☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる（氏名： ）
移住支援金の 交付決定日	(いずれかの□にチェックを入れてください) ☐ 年 月 日交付決定 ☐ 移住支援金の交付を受けていないが、今後申請予定

※この事前申出書の提出により助成金の交付を確約するものではありません。
※空き家バンク登録物件取得助成金の交付を受けようとする場合は、物件取得後に姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付要綱第 5 条第 3 項に定める申請を行ってください。

様式第1号の2（第5条関係）

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付申請書（移住支援金・子育て支援金）

年 月 日

（宛先）姫路市長

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金（☐移住支援金・☐子育て支援金）（※1）の交付を受けたいので、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。（※1 申請する支援金にチェックしてください。）

記

1 申請者欄

氏 名		電話番号	
住 所	〒		
E-Mail			

2 世帯員

氏 名	生 年 月 日	移 住 日	前 住 所
フリガナ	年 月 日（ 歳）	年 月 日	
フリガナ	年 月 日（ 歳）	年 月 日	
フリガナ	年 月 日（ 歳）	年 月 日	
フリガナ	年 月 日（ 歳）	年 月 日	
フリガナ	年 月 日（ 歳）	年 月 日	

※世帯員全員について記入してください。

※年齢は移住した年度の4月1日時点での年齢とし、移住後に出生した世帯員は0歳と記入してください。

※記入欄が不足する場合は、別紙で提出してください。

3 申請額

移住支援金	円
-------	---

※マイナンバーカード所有の場合は50万円、所有していない場合は45万円と記入してください。

子育て支援金（合計額）		円
内訳 （対象者）	氏名 (歳)	円
	氏名 (歳)	円
	氏名 (歳)	円
	氏名 (歳)	円

※0歳を150万円とし、1歳ごとに10万円減額して記入してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

就業証明書（姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金の申請用）

年 月 日

（宛先）姫路市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付要綱に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、姫路市の求めに応じて、姫路市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
移住前からの企業等で従事している場合のみチェックしてください	☐ 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。

※この証明書は、姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付事務のために使用します。
※この証明書の内容について、確認等のため連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

様式第3号（第5条関係）

自治会加入証明書（姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金の申請用）

年 月 日

（宛先）姫路市長

（自治会）

自治会名

自治会長氏名

電話番号

下記の補助金申請者を含む世帯が、本自治会に加入していることを証明します。姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱に関する事務のため、本自治会への加入状況を、姫路市の求めに応じて、姫路市に提供することについて、下記の者の同意を得ています。

記

1 補助金申請者

住 所	
氏 名	

2 自治会加入代表者（申請者と異なる場合のみ記載すること（※）。）

住 所	
氏 名	

（※）自治会加入代表者が申請者と異なる場合の例

- ・夫が世帯主、妻が申請者の場合
- ・親の名義で自治会に加入している場合 等

※この証明書は、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付事務のために使用します。

※この証明書の内容について、確認等のため連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

様式第4号（第5条関係）

誓 約 書

（宛先）姫路市長

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金の交付を受けるに当たり、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第5条第1項、第2項、又は第3項の規定により、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私と世帯員は、本市又は播磨圏域連携中枢都市圏以外の区域に1年以上居住しており、3年以上継続して移住先に居住する意思があります。
- 2 私と世帯員は、本市、国又は他の地方公共団体による移住に対する補助金その他の金銭的給付を受けていません。
- 3 私と世帯員は、姫路市税の滞納はありません。
- 4 私と世帯員は、過去の移住において、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金及び姫路市若者世帯郊外移住促進補助金（令和5年6月14日制定）の交付を受けていません。
- 5 私と世帯員は、住民登録状況、納税状況、就業状況、その他の交付要件に関する事項について、市長が調査することに同意します。
- 6 私と世帯員は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しません。
- 7 私と世帯員は、申請内容に虚偽があった場合には補助金を全額返還します。

年 月 日

（申 請 者） _____

（補助対象世帯員） _____

※「申請者」「補助対象世帯員」欄は、自署又は記名押印

様式第 5 号（第 5 条関係）

姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付申請書（新幹線通勤助成金）

年 月 日

（宛先）姫路市長

姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金（新幹線通勤助成金）の交付を受けたいので、姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、当該補助金の交付に関し、就業先の雇用主に対する通勤手当の支給状況調査等、姫路市長が調査を行うことに同意します。

記

1 申請者欄

氏 名		電話番号	
住 所	〒		
E-Mail			

2 申請内容

新幹線を利用する 世帯員			
新幹線定期券の区間	駅 ～ 駅		
新幹線利用区間	駅 ～ 駅		
交付申請期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）		
新幹線定期券の購入 金額（A）	円（月額）		
新幹線定期券に係る 通勤手当支給額（B）	円（月額）		
交付申請額（E）	$((A) \text{ 円} - (B) \text{ 円}) \times 1/2 = (C) \text{ 円}$ $(C) \text{ 円} \times \text{ か月} = (D) \text{ 円}$ 申請額（E） 円		

※(C) の上限額は20,000円（計算結果が20,000円を超える場合は20,000円と記入）

※(E) は1,000円未満切捨て

様式第6号（第5条関係）

通勤手当支給額証明書（姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金の申請用）

年 月 日

（宛先）姫路市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱に関する事務のため、勤務者の通勤手当などの情報を、姫路市の求めに応じて、姫路市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

1 対象者及び勤務先

勤務者氏名		
勤務者住所		
勤務先 (通常勤務する場所)	住所	
	電話番号	

2 通勤手当等支給状況について

交通手段 (電車・新幹線・バス等)	通勤経路（駅名等）	通勤手当支給額
	～	円／月
	～	円／月
	～	円／月
	～	円／月
合計 (通勤手当の上限を超える場合は上限の額を記入)		円／月

※この証明書は、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付事務のために使用します。
※この証明書の内容について、確認のため連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

様式第7号（第5条関係）

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のありました姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金につきまして姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金を交付することを決定します。

☐ 移住支援金 交付決定額 _____ 円

☐ 子育て支援金 交付決定額 _____ 円
(年度交付額 円)
(年度交付額 円)
(年度交付額 円)

☐ 新幹線通勤助成金 交付決定額 _____ 円

☐ 空き家バンク登録物件取得助成金 交付決定額 _____ 円

☐ 姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金を交付しないことを決定します。

☐ 移住支援金
交付しない理由

☐ 子育て支援金
交付しない理由

☐ 新幹線通勤助成金
交付しない理由

☐ 空き家バンク登録物件取得助成金
交付しない理由

様式第 8 号（第 5 条関係）

姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付申請書（空き家バンク登録物件取得助成金）

年 月 日

（宛先）姫路市長

姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金（空き家バンク登録物件取得助成金）の交付を受けたいので、姫路市若者世帯郊外 U J I ターン補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

氏 名		電話番号	
住 所	〒		
E-Mail			

2 申請内容

取得した物件	登録物件第 号 所在地：姫路市 取得した物件は、下記のいずれにも該当します（□にチェックを入れてください） ☐ 補助対象世帯の居住用である ☐ 前所有者との間に 2 親等以内の親族関係がない
物件が所在する校区	
取得年月日	年 月 日
所有者	（いずれかの□にチェックを入れてください） ☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる（氏名： ）
移住支援金の 交付決定日	年 月 日交付決定

様式第9号（第6条関係）

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

〒 ー
（申請者）住 所
氏 名
電話番号
E-Mail @

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金（☐移住支援金 ☐子育て支援金 ☐
新幹線通勤助成金 ☐ 空き家バンク登録物件取得助成金）（※）について申請事項を変更したい
ので、姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり
申請します。（※該当する支援金にチェックしてください。）

記

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のありました姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金につきまして姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 移住支援金

変更前交付決定額 _____ 円

変更後交付決定額 _____ 円

☐ 子育て支援金

変更前交付決定額 _____ 円

(年度交付額 円)

(年度交付額 円)

(年度交付額 円)

変更後交付決定額 _____ 円

(年度交付額 円)

(年度交付額 円)

(年度交付額 円)

☐ 新幹線通勤助成金

変更前交付決定額 _____ 円

変更後交付決定額 _____ 円

☐ 空き家バンク登録物件取得助成金

変更前交付決定額 _____ 円

変更後交付決定額 _____ 円

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

年 月 日付けで交付決定のあった姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金（☐移住支援金 ☐子育て支援金 ☐新幹線通勤助成金 ☐空き家バンク登録物件取得助成金）（※）につきまして姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。（※該当する支援金にチェックしてください。）

記

1 請求者欄

氏 名		電話番号	
住 所	〒		
E-Mail			

2 請求金額

移住支援金	_____円
子育て支援金	_____円（ 年度交付分）
新幹線通勤助成金	_____円
空き家バンク 登録物件取得助成金	_____円

3 振込先

振込先金融機関名	銀行（金庫）		支店
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	（フリガナ）		

※口座名義については、必ず請求者氏名と一致させてください。

※金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できる写しを添付してください。

様式第12号（第8条関係）

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付取消通知書

年 月 日

様

姫路市長

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付決定を取り消しましたので通知します。

記

☐ 移住支援金

取消理由

☐ 子育て支援金

取消理由

☐ 新幹線通勤助成金

取消理由

☐ 空き家バンク登録物件取得助成金

取消理由